

平成29年9月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成29年9月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

- 1 開催日時 平成29年9月25日（月）午後1時30分から午後1時51分
- 2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室
- 3 出席委員（22人）

会長： 1番： 花野 隆雄	会長代理： 2番： 南波 快和
委員： 3番： 榎本 太	委員： 4番： 西奈美 公平
委員： 5番： 水澤 正明	委員： 6番： 大沼 和雄
委員： 7番： 松村 智	委員： 8番： 増子 強
委員：	委員：10番： 佐藤 陽子
委員：11番： 白塚 幸二	委員：12番： 川上 勝之
委員：13番： 馬場 勝	委員：14番： 森田 謙
委員：	委員：16番： 志村 政美
委員：17番： 小熊 威	委員：18番： 南波 雅子
委員：19番： 小泉 六助	委員：20番： 桐生 正男
委員：21番： 忠 貞夫	委員：22番： 佐藤 常男
委員：23番： 羽田野 正明	委員：24番： 田村 信秀
- 4 欠席委員（2人）

9番： 榎本 喜作 15番： 緒形 文一
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 諸般の報告
 - 第3
 - 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて
 - 第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について
 - 第4号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長：榎本富夫、参事：南波明、主任：阿部正彦
- 7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 29 年 9 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 22 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、17 番小熊威委員、20 番桐生正男委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、8 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>9 月 15 日、新潟県農業会議臨時総会及び第 18 回常設審議委員会が J A 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>9 月 19 日、9 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、2 班の委員の皆様にご案内いただきまして、審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案は、貸駐車場として利用するための転用が 2 件、駐車場及び資材置場として利用するための転用が 1 件、砂利及び山砂採取のための一時転用がそれぞれ 1 件の計 5 件であります。1 番の案件につきましては、東本町地内の第 3 種農地である休耕畑を貸駐車場として利用するための転用であり、893.08 m²を賃貸するものであります。なお、申請地の一部が、隣接する家具店の駐車場敷地として平成 4 年ごろから使用されていたため、今後は農地法の順守に留意する旨の始末書が提出されていることを申し添えます。2 番の案件につきましては、江上地内の第 2 種農地である休耕田を貸駐車場として利用するための転用であり、売買価格は坪〇〇〇〇円であります。3 番の案件につきましては、江上地内の第 2 種農地である休耕田を駐車場及び資材置場として利用するための転用であり、売買価格は坪〇〇〇〇円であります。なお、申請地につきましては、本年 3 月から店舗兼整備工場用地として使用されていたため、今後は再発防止に努める旨の始末書が提出されていることを申し添えます。4 番の案件につきましては、羽黒地内の農用地区域内の田から砂利を採取するための一時転用で、所要面積は 6,596 m²、採取期間は許可の日から 1 年半とするものであります。5 番の案件につきましては、築地地内の農用地区域内の畑から山砂を採取するための一時転用で、所要面積は 23,725 m²、採取期間は許可の日から 1 年間とするものであります。</p> <p>以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可</p>

	<p>条件を満たしております。</p> <p>3 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、12 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12 番	<p>それでは、第 1 号議案についてご報告いたします。</p> <p>去る 9 月 19 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、2 班委員 6 名及び事務局 2 名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、貸駐車場として利用するための転用が 2 件、駐車場及び資材置場として利用するための転用が 1 件、砂利及び山砂採取のための一時転用がそれぞれ 1 件の計 5 件であり、4 番以外は現地を確認したほか、4 番と 5 番は事業者から工事概要などの説明を受けました。</p> <p>1 番と 3 番については、事前着工されていましたが、再発防止に努めるという始末書が提出されていることからやむを得ないものとし、4 番については、近隣に迷惑がかからぬよう注意すること、5 番については、飛砂防止に気を付けることなどを事業者に要請し、事前審査会ではすべての案件を許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 3 番については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せずに許可し、4 番と 5 番については、県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案の 1 番から 3 番は県農業会議に諮問せずに許可し、4 番と 5 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>第 2 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p>

	<p>第2号議案は、長年耕作しておらず非農地化しているとの申し出があったものであります。</p> <p>この案件につきましては、飯角地内の登記地目が田の第1種農地及び農用地区域内の農地で、40年以上前の減反が始まったころから耕作しておらず山林化しているとして申出があったものです。</p> <p>申し出を受けまして、事務局が現地調査を行った結果、山林化し農地に復元することは困難と判断し、「非農地」であるとして提案するものであります。</p> <p>なお、下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、12番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、第2号議案をご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、現地を確認しましたが、山林化し農地には復元できないものと認められ、事前審査会では承認相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第2号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。</p> <p>第3号議案は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが10件、賃借権を新規に設定するものが6件、再設定するものが4件、使用貸借による権利を新規に設定するものが2件の計22件であります。</p> <p>それでは、議案書4ページをお願いします。</p> <p>1番から6番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は3番の畑が7,000円、その他は15,000円から21,000円とする</p>

ものであります。

議案書 5 ページをお願いします。

7 番から 10 番は、中間管理事業により、10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 14,000 円又は 15,000 円とするものであります。11 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 14,000 円とするものであります。12 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,000 円とするものであります。

議案書 6 ページをお願いします。

13 番と 14 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 5 年間の使用貸借による権利を新規に設定するものであります。15 番から 17 番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 3 年又は 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、15 番が 14,000 円、16 番がコシヒカリ 70kg、17 番がコシヒカリ 30kg とするものであります。18 番は、労力不足を理由として、6 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 21,000 円とするものであります。

議案書 7 ページをお願いします。

19 番から 21 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 5 年又は 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 19 番と 20 番が 20,000 円、21 番が 15,000 円とするものであります。

22 番は、労力不足を理由として、認定農業者に 9 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 70kg とするものであります。

以上、いずれの案件も、農用地を効率的に利用して耕作すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第 3 号議案の事前審査結果について、12 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。

12 番

第 3 号議案についてご報告いたします。

第 3 号議案は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが 10 件、賃借権を新規に設定するものが 6 件、再設定するものが 4 件、使用貸借による権利を新規に設定するものが 2 件の計 22 件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。ご質疑願います。

(質疑・なしの声)

議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第3号議案については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第3号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>1番から4番までの案件につきましては、これまでに総会でご審議いただいた畷江地内や坂井地内の耕作放棄地と同様に、農地利用状況調査により、再生困難な農地、いわゆるB分類と判定されたものであります。</p> <p>すべてが熟田坂及び宮久地内の耕作放棄地であり、合計で8筆およそ0.2haであります。そのほとんどが山林又は原野化しており、周辺状況や農地利用の継続性などを考えあわせると、農地法の対象となる農地ではないものと思われまます。</p> <p>したがいまして、第4号議案のいずれの案件も、農地に該当しない「非農地」としてご提案いたしました。下段に案内図をお示ししてございますので、確認をお願いします。</p> <p>なお、これまでと同様に、総会において非農地と判断していただき、その旨を所有者等に通知した場合に混乱が生じないように、全ての所有者又は納税義務者に対し、一連の取り扱いを事前に案内しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の事前審査結果について、12番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、第4号議案をご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、写真で状況を確認しましたが、山林又は原野化し農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会ではすべての案件が「非農地」として、承認相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>

議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案については、事前審査委員長報告のとおり非農地と判断することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、第4号議案は非農地と判断することに決定いたしました。</p> <p>以上で、日程第3の第1号議案から第4号議案までの審議を終了いたします。 これで、本日の全ての日程が終了いたしました。 これを持ちまして、平成29年9月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成29年9月25日

議長 _____

17番 _____

20番 _____